

誰のため、何のためにある憲法？

3月4日、医療九条の会・北海道が札幌市で開催した第11回総会の中で「憲法って何のためにあるの？」と題した記念講演を行いました。

講師の「明日の自由を守る若手弁護士の会」の太田啓子弁護士は、まず憲法について、「憲法は国民の権利を守るものです。憲法第99条で天皇、国務大臣、国会議員、裁判官、公務員は憲法を尊重し、守らなければならない義務を負っていると定められています」と述べ、国家権力の濫用、暴走を抑え、個人の権利、自由を守るために憲法は存在するという立憲主義の考え方を説明しました。また、自民党の新憲法起草と改正推進を主導する議員の「立憲主義という言葉は学生時代の憲法講義では聞いたことがない、昔からある学説なのか」という立憲主義の存在を否定する発言や安倍首相の「憲法が国家権力を縛るものという考え方は、専制主義的な王制があった時代の考え方」という自身の憲法観の発言を紹介し、立憲主義を否定した自民党の新憲法案の危険性と安倍政権の暴走に警鐘を鳴らしました。



憲法を語る太田弁護士

共謀罪、テロ対策は本当か？

続いて、安倍首相が強調している「共謀罪はテロ対策のために必要で、一般人は対象にはならない」との発言について解説し、「共謀罪の277の対象犯罪には労働基準法や文化財保護法、著作権法など、法案の趣旨との関連が不明確で一般人も対象となりうる犯罪も多数含まれています。適法な活動を目的とする市民団体や労働組合なども対象になり得ます」と発言の裏にある一般人や広範な団体への影響を指摘しました。

改憲の準備は着々と進められている

最後に憲法改正について、「第一次安倍政権時に国民投票法が作られ、投票時の最低投票率の定めがなくなりました」と安倍政権が既に法律を変え、低い投票率でも改憲できる準備が完了していることを述べ、「そのため投票率が低くてもその半分の支持があれば改正が可能となり、改憲のハードルは下がりました。最近の選挙の状況から投票率が低くなることも予想されます」と改憲に多くの民意が反映されない危機感を訴えました。そして、「まずは国民の関心を高めることが大事です」と参加者に呼びかけました。

国民監視社会を許さない世論づくりを

今回の講演会を主催した医療九条の会・北海道で幹事長を務める旭川北医院の松崎道幸院長（医療九条の会・北海道 幹事長）は、「安倍政権は憲法改正と共謀罪で戦前の治安維持法と同じ国民監視を行い、国家に国民を従属させようとしています。個人の抱える様々な問題は政治が根本にあり、それを広く国民に知らせることが世論の高まりにつながります。これまでの運動に加え、SNSなども利用しながらアピールしていくべきです」と語り、安倍政権の暴走を許さない世論を高める運動の推進を訴えました。

（「道北の医療」より）